

# 第47回労働講座

全国消防職員協議会

2016年12月9日～10日

# 消防財政

全消協ユース部 北海道ブロック幹事 江部 寿  
全消協ユース部 北信ブロック幹事 林 嘉和



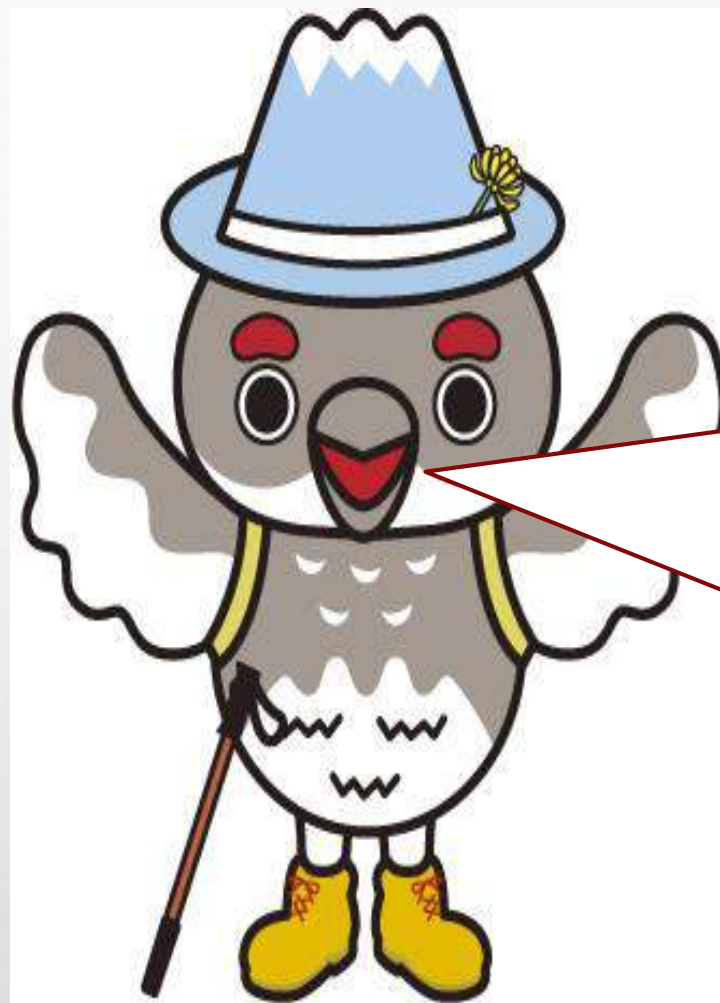
# 自己紹介

富山県中新川郡立山町

単協：立山町消防職員協議会

人口：2万6,317人

面積：307.29km<sup>2</sup>



ぜひ、遊びに来てくださいー！

# 自己紹介

北海道釧路市

人口 17万5000人

面積 1362.92平方km

釧路湿原・阿寒(国立公園)



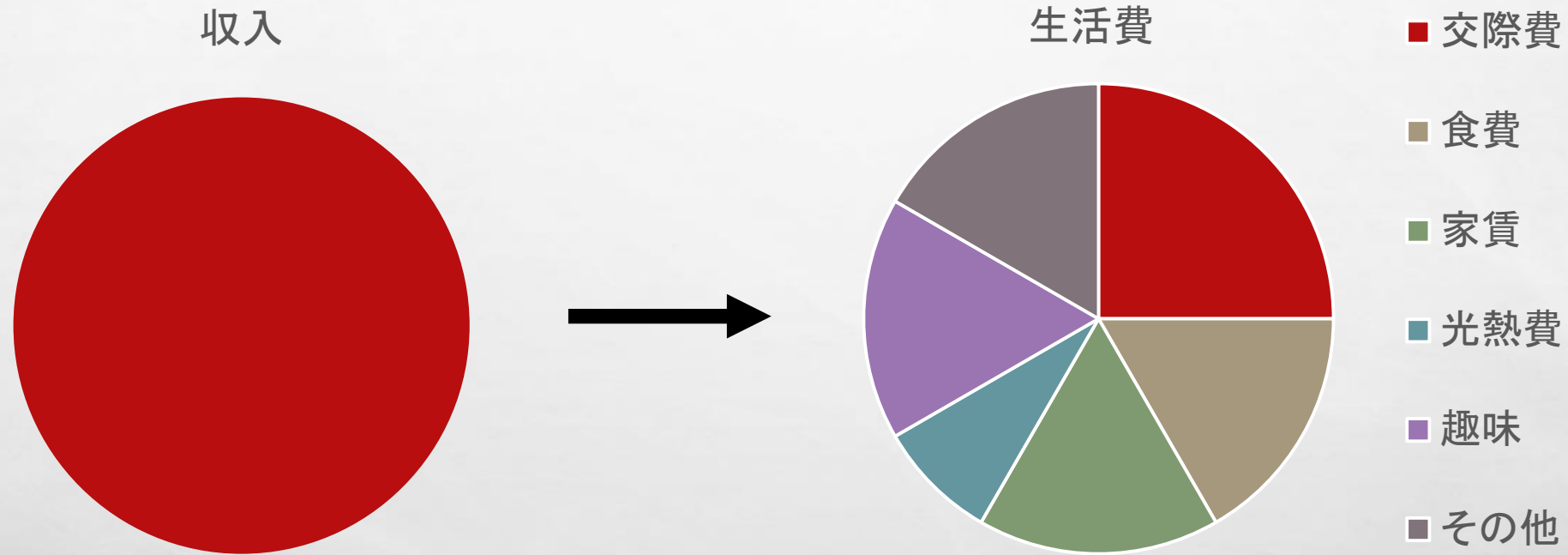
よくわからない！

突然ですが皆さん！消防財政と聞いて  
どんなイメージを持ちますか？

今、自分には  
関係ないかも。

難しそう……

# 皆さん！どのように生活していますか？



自然と収入と支出のバランスを  
計算して、生活していませんか？

# 大きな買い物をする時、どうしますか？



申請書類提出



審査・確認



それでは！消防財政について  
学んでいきましょう！





# 消防財政の意義

昭和23年3月に消防組織法が施行され、自治体消防が発足することになりました。

これにより、市町村は地方自治の本旨に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を負うとともに、その消防の責務を果たすために必要な経費は当該市町村が負担することとなりました。

# 消防組織法

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

# 消防の任務とは？

火災の警戒、鎮圧等の消火活動

救急業務・救助業務

風水害対策

火災予防広報、予防査察、防火管理者等の指導  
危険物の規制、消防設備の設置規制  
大規模地震防災対策等・・・

消防の任務は時代の推移とともに  
質的・量的に増大している！

# その任務を果たすために！

市町村においては、その任務を十分に果たすために消防施設を整備し、人員を確保する必要があり、必要な消防費を予算計上し、財源の裏付けをしなければなりません。



このようなことが市町村の消防財政の内容となるものです。

# したがって！消防財政といえば市町村の消防財政がテーマとなる！しかし・・・

国や都道府県も市町村の消防の円滑な運営のための役割を担っており、大きな意味合いでの消防財政といえば、国や都道府県の消防財政も含むことになります。

# それでは、国や都道府県は何を？

国や都道府県は、原則として直接の消防活動は行って  
いないが、市町村の消防が円滑に行われるよう消防事務の  
一部を所掌している。

所掌＝ある事務を特定の行政機関がつかさどること。

# 国（消防庁）は

消防制度や消防準則の企画及び立案

消防職団員の教育訓練の基準

消防施設の強化拡充のための指導及び助成

消防思想の普及宣伝

消防に必要な人員及び施設の基準

人命の救助活動・救急業務の基準

消防の応援及び緊急消防援助隊

国際緊急援助活動

災害対策基本法等に基づく国と地方公共団体との連携

その他消防防災に関する指導助言等

# 都道府県は

消防職団員の教育訓練、消防職員の人事交流のあっせん

消防統計・消防情報

消防施設の強化拡充の指導及び助成

消防思想の普及宣伝

消防設備機械器具及び資材の性能試験

市町村の消防計画や消防の相互応援計画の作成指導者等のほか、  
消防本部、署を置かない市町村における危険物規制

危険物取扱者や消防設備士の試験と免状の交付

特定の場合における救急業務等



# 国、都道府県の援助

市町村の消防の充実のためには、まず市町村自らが努力しなければならないが、国や都道府県もそれぞれの立場で積極的に援助しなければならない。

国や都道府県の消防費、消防防災費は、  
人件費や事務費、市町村に対する補助金  
が主な内容！

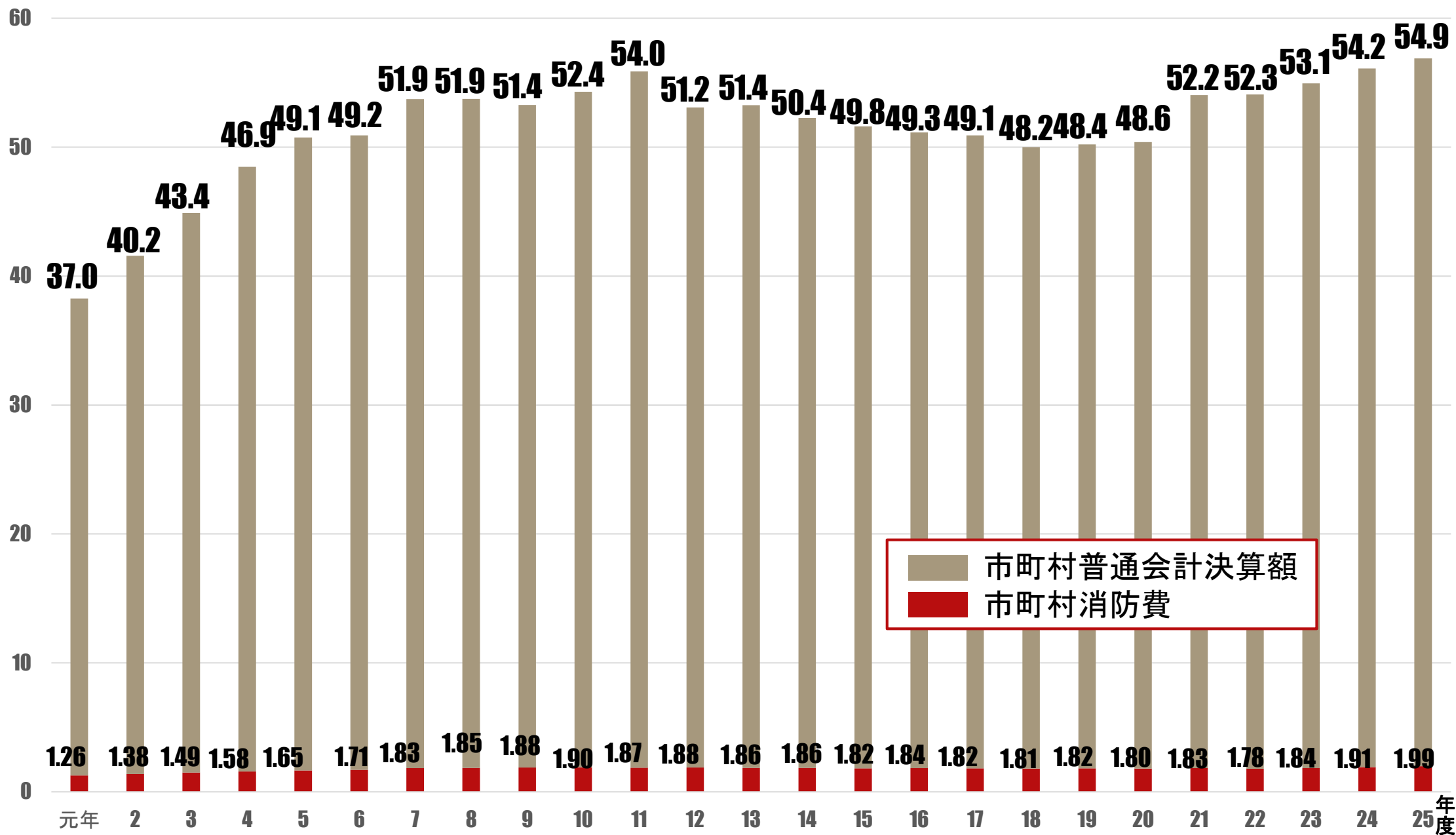
# 消防財政と地方財政

地方財政全体の中でこれまで消防財政の占めてきた地位を  
考えてみると、市町村財に占める比重は徐々に上昇しては  
いるものの、その絶対額は少ない。

消防財政は他の行政経費に比べると低い。

歳出額(兆円)

# 市町村の普通会計決算額に占める消防費の割合の推移



# 消防の財政措置

## 一般財源

地方税

地方交付税

地方譲与税

地方税特例交付金等

## 特定財源

地方債

国庫支出金

負担金、委託費、補助金

# 一般財源(地方税)

## 【市町村税】

### 【普通税】

市町村税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、  
鉱産税、特別土地保有税

### 入湯税

### 【目的税】

入湯税、事務所税、都市計画税、水利地益税、  
共同施設税、宅地開発税

# 消防施設整備のための目的税

## (入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

## (入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、150円を標準とするものとする。

# 特定財源・・・地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行(返済)が一会計年度を超えて行われるものをいう。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること。
- ② 資金調達によって負担する債務であること。
- ③ 証書借入または証券発行の形式を有すること。
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること。
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること。



# 緊急防災・減災事業

平成28年度当初予算 約5000億円

防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象。

※平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討。

# 特定財源・・・国庫支出金（国庫補助金）

## 市町村の消防施設等の整備に対する国庫補助金

「消防組織法第49条第2項」  
緊急消防援助隊設備の整備

法律補助

「地方財政法」  
消防施設の整備

予算補助

義務的補助金  
地方財政法第16条  
(補助金の交付)

「・・・国が補助する  
ものとする。」  
と規定されている

# 消防防災施設整備費補助金

平成28年度当初予算 約14.4億円

【補助率】 1／3が原則

【補助対象】

- ①耐震性貯水槽
- ②備蓄倉庫(地域防災拠点施設)
- ③防火水槽(林野分)
- ④救助活動等拠点施設等
- ⑤活動火山対策避難施設
- ⑥画像伝送システム(施設分)
- ⑦広域訓練拠点施設
- ⑧救急安心センター等整備事業
- ⑨高機能消防指令センター  
総合整備事業

# 緊急消防援助隊設備整備費補助金

平成28年度当初予算 約48.9億円

【補助率】 1／2が原則

【補助対象】

- ①災害対応特殊消防ポンプ自動車
- ②災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
- ③救助工作車
- ④救助工作車
- ⑤救助工作車
- ⑥救助工作車
- ⑦救助工作車
- ⑧救助工作車
- ⑨救助工作車
- ⑩救助工作車
- ⑪救助工作車
- ⑫救助工作車
- ⑬救助工作車
- ⑭救助工作車
- ⑮救助工作車
- ⑯救助工作車
- ⑰救助工作車
- ⑱救助工作車
- ⑲救助工作車
- ⑳救助工作車
- ㉑救助工作車
- ㉒救助工作車
- ㉓救助工作車
- ㉔救助工作車
- ㉕救助工作車
- ㉖救助工作車
- ㉗救助工作車
- ㉘救助工作車
- ㉙救助工作車
- ㉚救助工作車
- ㉛救助工作車
- ㉜救助工作車
- ㉝救助工作車
- ㉞救助工作車
- ㉟救助工作車
- ㊱救助工作車
- ㊲救助工作車
- ㊳救助工作車
- ㊴救助工作車
- ㊵救助工作車
- ㊶救助工作車
- ㊷救助工作車
- ㊸救助工作車
- ㊹救助工作車
- ㊺救助工作車
- ㊻救助工作車
- ㊼救助工作車
- ㊽救助工作車
- ㊾救助工作車
- ㊿救助工作車
- ㉞消防救急デジタル無線設備
- ㉟ヘリコプターテレビ伝送システム(機上)
- ㊱ヘリコプターテレビ伝送システム(地上)

平成27年度に購入した・・・

# 屈折はしご付消防ポンプ自動車

(単位: 千円)

金額 130,231

国補 37,722

市債 91,900

一般財源 609



# 普通交付税における基準財政需要額の意味

## ○基準財政需要額とは

基準財政需要額とは、各地方公共団体が標準的な水準で地方公共団体その行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の合理的な方法で測定したものをいう。

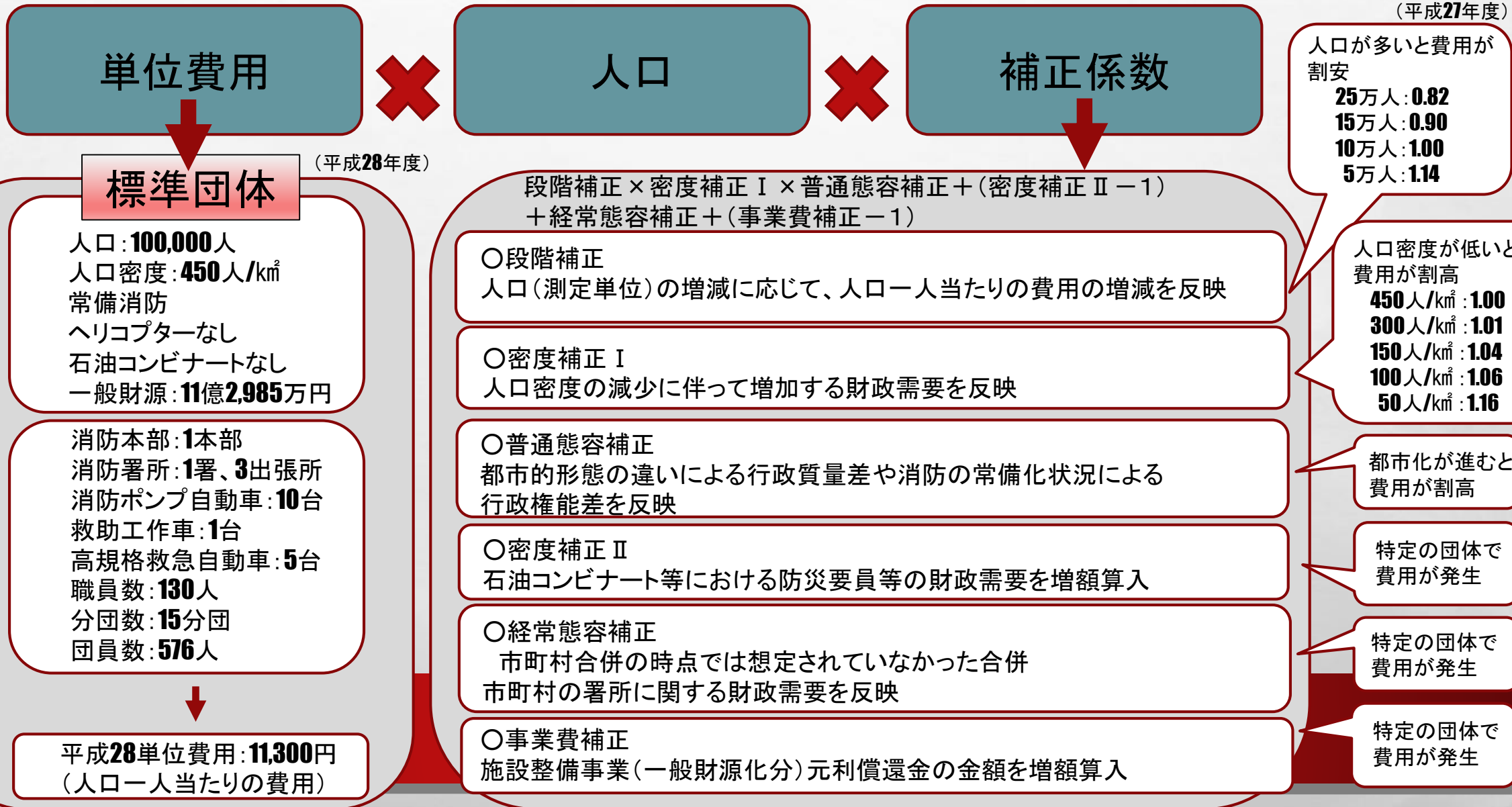
※ 基準財政需要額は、各地方公共団体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額を算定するものではなく、合理的かつ妥当な水準における「あるべき財政需要額」として算定されるもの。

地方交付税は、各地方公共団体の財源不足額を衡平に補填するための制度であるから、それぞれの地方公共団体の個別政策や独自の判断により支出される経費をそのまま取り入れることは不公平となり、また、放漫な財政運営を助長することにもなりかねないからである。

※ 基準財政需要額は、その地方公共団体のあるべき財政需要の全体を意味するものではなく、そのうち「一般財源をもって賄う必要のある額」を算定するもの。

地方公共団体の財政支出を賄う財源には、国庫支出金、使用料、地方債など様々な特定財源があるが、基準財政需要額は、これらの特定財源をもって充てられるべき部分を除いた「一般財源の必要額」を意味するもの。

# 消防費に係る基準財政需要額の算定方法



# 消防費に係る基準財政需要額の算定方法

## A市の消防費の算定例

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{補正係数} = \text{基準財政需要額}$$
$$11,300\text{円} \times 102,370\text{人} \times 1.074 = 1,242,382\text{千円}$$

## A市の状況

- 人口: 102,370人
- 人口密度: 150人/km<sup>2</sup>
- 常備消防
- ヘリコプター: なし
- 石油コンビナート: あり
- 施設整備事業(一般財源化分)に係る  
地方債発行実績: あり

各団体の状況  
(人口密度等)を反映

## 補正係数

$$\text{段階補正} \times \text{密度補正 I} \times \text{普通態容補正} + (\text{密度補正 II} - 1) + \text{経常態容補正} + (\text{事業補正} - 1) = \text{補正係数}$$
$$0.994 \times 1.04 \times 1.000 + (1.038 - 1) + 0 + (1.003 - 1) = 1.074$$

人口が10万人  
より多い ↓

人口密度が  
450人/km<sup>2</sup>より  
少ない ↑

ヘリコプターが  
ない →

石油コンビナートが  
ある ↑

施設整備事業(一般財源化分)に  
係る地方債発行実績がある ↑



消防本部(750本部)・消防団(2,208団)

(平成27年4月1日現在)

人 員

消防職員(16万2,124人)  
消防団員(85万9,995人)



消防施設

ポンプ車(21,917台)  
救急車(6,184台)  
救助工作車(1,244台)



- ・施設整備
- ・維持管理

- ・人件費
  - ・事務費
- (給与報酬・教育訓練経費等)

市町村決算額  
55.3兆円の3.6%

消 防 財 政

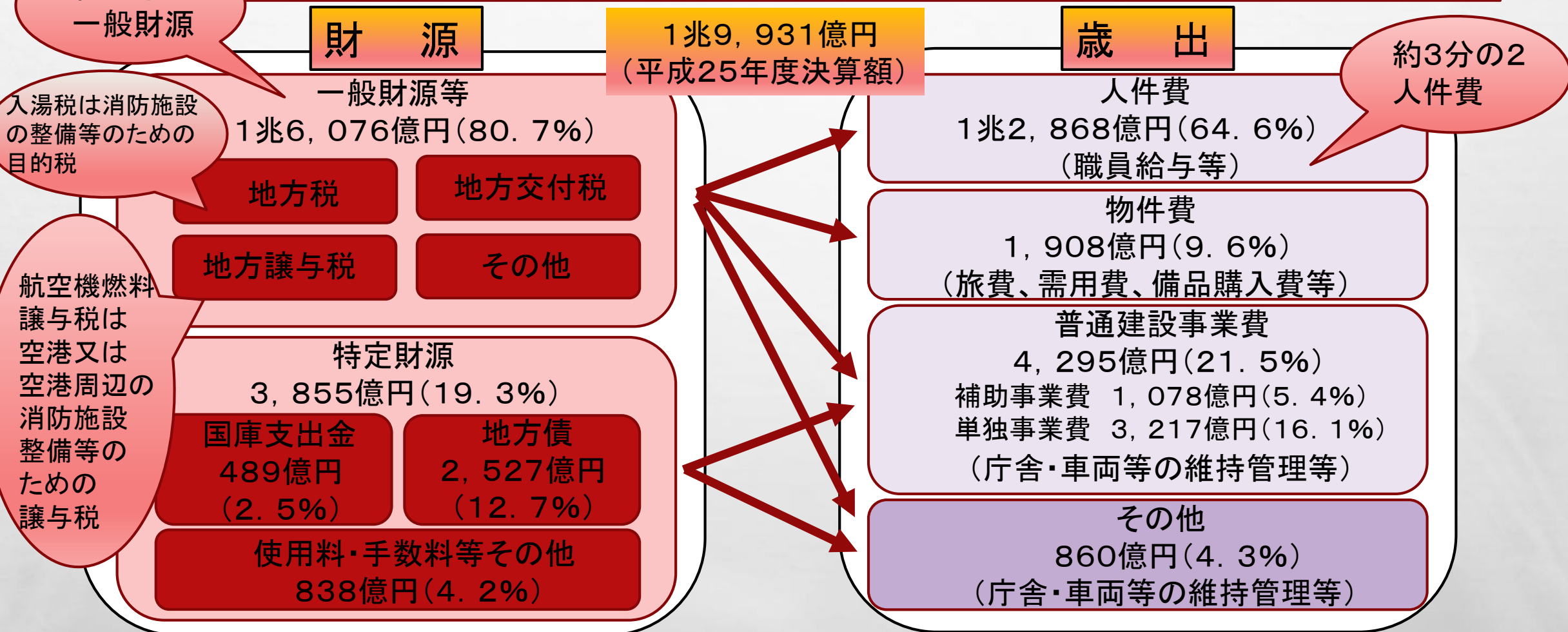
消防費決算額(平成25年度)

1兆9,931億円

住民一人当たり 15,518円

一世帯当たり 35,621円

# 消防費の歳出とその財源



※その他業種の一般財源の割合  
 民生費:62.6%、衛生費:69.9%、労働費:19.7%、  
 農林水産業費:40.3%、商工費:17.7%、土木費:43.8%

※その他業種の人件費の割合  
 民生費:7.4%、衛生費:17.7%、労働費:11.5%、  
 農林水産業費:16.9%、商工費:3.8%、土木費:6.9%

# 平成28年度 消防庁予算の概要

予算額 189.8億円

一般会計 128.8億円(対前年度 15億41百万円増、12.2%増)  
復興特別会計 32億31百万円(対前年度 6億57万円減、16.9%減)

一般会計の実質的伸率 +2.4% 一般会計と復興特別会計をあわせた総計 +8.7%

## 南海トラフ地震等の大規模災害や火山災害等に備えた国民の命を守る消防防災行政の推進

### 〈主な事業〉

	平成28年当初 128.8億円	平成27年補正 8.0億円
(1) 巨大地震・火山災害等に備えた緊急消防援助隊の強化	58.0億円	6.9億円
(2) 複雑多様化・高度化する消防需要に対応するための常備消防力等の強化	30.8億円	
(3) 地域防災力の中核となる消防団の強化	6.5億円	1.1億円
(4) 多様な主体による地域防災力の充実強化と火災予防対策の推進	4.0億円	
(5) 消防防災分野における女性の活躍促進	0.5億円	
(6) 伊勢志摩サミット等における消防・救急体制の確保	4.4億円	
(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催に向けた大都市等の安心・安全対策の推進	2.6億円	

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

平成28年当初  
61.0億円

平成27年補正  
一億円

# (1) 巨大地震・火山災害等に備えた緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の大幅増隊、活動体制の充実強化、連携活動能力の向上

## ■ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

平成28年予算  
49.0億円

平成27年当初  
49.0億円

南海トラフ地震等の大規模災害や火山災害等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制を整備するため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、平成30年度末までに6,000隊への大幅増隊の実現に向け、必要な車両等を整備

## ■ 緊急消防援助隊の機動力の強化・情報収集能力の向上

平成27年補正  
6.9億円

- ① 拠点機能形成車両の整備
- ② 津波・大規模風水害対策車両の整備
- ③ 無線中継車の配備等

## ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等(エネルギー・産業基盤災害対策)

平成28年予算  
49.0億円

大規模地震等による石油コンビナート事故等のエネルギー・産業基盤災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊に創設した「ドラゴンハイパー・コマンドユニット(エネルギー・産業基盤災害対応部隊)」を平成30年までに12部隊配備。

# ドラゴンハイパーコマンドユニット



ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核車両である大型放水砲車（左）と大容量送水ポンプ車（右）

大型高所放水車



ドラゴンハイパー・コマンドユニット  
全国統一シンボルマーク

消防白書抜粋

# (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催 に向けた大都市等の安心・安全対策の推進

平成28年予算  
2.6億円

平成27年当初  
2.2億円

## 大規模イベント開催時の危機管理体制の充実

- ① 特殊災害対応車両の整備
- ② 国民保護共同訓練の充実強化
- ③ NBC災害専門部隊の実施

## 外国人来訪者等への対応

- ① 次世代救急車の研究開発
- ② 音声以外の119番通報手段の確立
- ③ 全国版防災アプリ(避難支援アプリ)の実運用化による避難行動の支援方法の確立
- ④ 外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進

# まとめ

消防組織法が制定され、自治体消防が確立した昭和23年以降における地方財政は幾多の苦難を乗り越え現在に至っている。

**消防財政も同様**

限られた財源の中で住民サービスの提供をしなければなりません。

これは第1歩です。

これからも消防財政について学んでいきましょう！！